

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第14-11号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則第14-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(育児休業等計画の申出) 第1条の2 育児休業条例 <u>第3条第5号</u> 又は <u>第11条第6号</u> に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。 2 (略)	(育児休業等計画の申出) 第1条の2 育児休業条例 <u>第3条第4号</u> 又は <u>第11条第5号</u> に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。